スクールバス規約

【スクールバス運営について】

- ・ スクールバスの運行に関する決定は、学校運営委員会が行います。
- ・ スクールバスの運行実務は、バス委員が行います。
- ・ 各停留所でバス委員を選出し、その中から運営委員会および学校との連絡役として1名のバス代表を 決定しています。
- ・ スクールバスに関するお問い合わせは、バス委員までご連絡ください。バス会社への問い合わせはバス委員から行いますので、バス会社への直接の問い合わせはお控えください。
- ・ スクールバスの運行は、保護者のボランティア活動です。安全安心なスクールバス通学にご協力ください。

【スクールバス運行状況】

- ・ 2019年4月より、学校所有バスの老朽化に伴い、スクールバスの運行は外部業者へ委託しています。
- ・ 2025年4月時点、2台での運行をしており、各バス定員は23名(高学年席を含む)です。

【スクールバス停留所】

・スクールバスの停留所については、保安上の理由により公開していません。学校にお問い合わせください。

【バス停へのスクールバス到着時刻】

「登校時」7時30分~7時55分頃

[下校時] 月・火 (16時10分閉門) \rightarrow 16時20分~17時00分頃 水・木・金(15時30分閉門) \rightarrow 15時40分~16時20分頃

※バスの到着時刻は、児童生徒の集合状況や交通事情で多少変わります。

※募集の状況によって、ルート、発着時刻および乗車メンバーは変わります。

【バス申請方法】

- ① 原則、転入の2か月前から受付を開始し、スクールバス利用申込書を学校がメールを受信した日時の順に受理します。
- ② 新年度は申し込みが殺到することが考えられるため、年度始めの約2か月前である2月第二月曜日、プラハ時間正午から受付を開始し、学校がメールを受信した順番で申請を受理します。
- ③ ただし、すでに兄弟が利用している場合には、優先して乗車できます。兄弟優先のルール適用者が空席数を 上回る場合は、メールの受付順で席を確保します。書類不備や期日前申請については無効とします。
- ④ 学校から乗車可否について連絡をします。乗車可の場合は、ご利用予定のバス停のバス委員へ連絡を取り、 利用方法の説明を受けてください。
- ⑤ 乗車不可の場合はウェイティングになります。空きが出た場合は、ウェイティングリストの順にバス委員から連絡します。

【利用料金の支払い】

・ バス会社から3ヶ月毎に請求がありますので、支払い期限内に指定された口座へお振込みください。

- ・ 利用料金は、1か月4750コルナです。(2025年4月現在)
- ・ 支払い期限を超えた際、遅延利息の発生や契約解除になる場合があります。
- ・ 利用料金に関しては、スクールバスの利用状況やチェコ国内の市況を踏まえ、適正かつ安定したスクールバスの運行ができるよう、学校運営委員会とバス会社が適宜協議します。
- ・ バス利用を止める場合は、利用停止希望日の1か月前迄にバス委員へ「スクールバス利用停止届」を提出してください。
- ・ 特例措置として、保護者都合 (帰任などの異動) または転校などの特段の事由で当校を退学する場合に限り、 3ヶ月毎のバス料金のうちバス利用を止めた期間 (月単位) のみ、返金措置※を設けております。
 - ※支払い前(請求書発行前)に申請した場合(推奨) : 利用月のみの請求書を発行します。
 - ※支払い後(請求書発行後)に申請した場合 : 利用を止める期間(月単位のみ、月の途中は不可)の利用料金のから税金および事務手数料を差し引いた金額を返金します。

【バス乗車について】

- ・ バスに乗車したら必ずシートベルトを締めてください。
- ・ 4年生以下の児童生徒の保護者は、登校時はバス停まで同伴し、乗車とバスの出発を確認してください。 (交通事情によりバスが遅れ、公共交通機関で登校しなければいけない可能性もあります。)下校時はバス停に定刻前までに迎えに来てください。登下校とも、バス停へは早めに来てください。
- ・ 登校時、バスに乗車しない場合は各バス LINE に連絡を入れてください。
- ・ 下校時、バスに乗車しない場合は学校から配布されている QR コードから連絡フォームにアクセスし、乗車キャンセルの内容を入力、送信してください。
- ・ 下校バスキャンセルの連絡期限を過ぎた場合は、必ず学校に電話してください。
- ・ インターネット環境がない場合や先生と直接お話を希望する場合も、電話等で学校に連絡してください。
- ・ 下校バスに乗るか乗らないかを保護者と児童生徒で事前に確認しておいてください。
- ・ バス停へのお迎えが遅れた場合の対策は、児童生徒と話し合っておいてください。バス停で保護者同士が 協力してくださると助かります。
- ・ 登校時、バスが時間内にバス停に来ない場合は、バス委員が状況に応じて学校およびバス会社と相談し対応 します。
- ・ 待ち時間に道路への飛び出しや歩道に広がって通行人の妨げになることがないようご協力ください。

【バス利用に際して】

- ・ 決められたバス停以外での乗降は原則できません。
- ・ 急な故障等によりバスが運行できない場合は、状況に応じて適宜対応します。
- ・ バス通学の児童生徒の保護者が学校に用がある場合、同乗することができますので空席がある場合はご利用ください。ただし、安全上の理由により未就学児は同乗できません。
- ・ 当「スクールバスご利用について」の規則に従うことができず、繰り返し迷惑を他人に与えた場合は、利 用を中止していただくこともあります。
- ・ 万が一嘔吐等で車内を汚してしまった際は、保護者の方はバス内の常備清掃用具を使用し簡易清掃にご協力ください。また、清掃用具の補充をお願いします。
- ・ 保護者の監督が必要だと判断された場合は同乗をお願いすることがあります。改善が見られない場合はバス利用を中止していただくこともあります。
- ・ バス内には監督できる大人が乗車していないため、下記乗車規則をお子様と確認し、徹底させてください。
- ●その他お問い合わせは、スクールバス委員までご連絡ください。

【スクールバス利用者乗車規則】

スクールバスを利用するには安全のために乗車規則を守らなければいけません。

- (1)乗り物酔いしやすい場合は申込時に必ず申告すること。 (症状によっては乗車をお断りする場合があります。)
- (2) 運転手さんにきちんと挨拶すること。
- (3) 走行中シートベルトは必ず着用し、立ち歩かないこと。
- (4) 運転手さんの指示に従うこと。
- (5) 車内ではお喋りや大きな物音をたてないこと。
- (6) 手荷物は足元か身辺に置き、必要のない物はバスの中で出さないようにすること。
- (7) 緊急時に備えて、靴は脱がないこと。
- (8) バスの運転機器等に触れないこと。
- (9) 事故や故障の時は騒がず、運転手さんの指示を待つこと。
- (10) バスの備品は大切にし、汚したり壊したりしないこと。
- (11) バスの中では、飲んだり食べたりしないこと。
- (12) 学校に必要のない物 (ゲームなど) は持ち込まないこと。
- (13) バスの発車時刻までにはバス停で待っていること。 (乗車予定の人がバス停に来ていなくても、バスは定刻で発車します。)
- (14) 特別な指示がない限り、決められたバス以外には乗らないこと。

提出先:教頭

スクールバス利用申込書

「スクールバスご利用について」を確認し、記載内容に対して合意します。〔□はい/□いいえ〕 バス業者・バス委員会へ、以下情報を開示することを承諾します。〔□同意する/□同意しない〕

利用開始日				年	月		日
児童・生徒氏名(ふりがな) 性別 学年 ※記入例 小3			()	男・女	学年:	
			()	男・女	学年:	
			()	男・女	学年:	
乗車バス停番号 ※1							番
保護者 氏名 (請求先) ※2							
住所							
電話番号							
領収書 要否	要 /	否					
Email (請求先)※3							
乗り物酔い	あり /	なし					
乗り物酔いありの場合詳細 (程度・頻度等)							
普段送迎する保護者氏名							
電話番号							
Email							

- ※1 乗車バス停については、保安上の理由により公開していません。学校にお問い合わせください。
- ※2 請求書、領収書に記載する保護者氏名をご記入ください。 請求書、領収書は、児童・生徒の氏名毎の発行となります。
- ※3 請求書、領収書の送信先をご記入ください。

バス業者の Email アドレスは以下 2 つです。受信設定にご注意ください。

バス業者 Email: ① pragueminibus@centrum.cz ② jindrich.pj@gmail.cz

スクールバス利用停止届

利用停止日	年 月	日
児童・生徒 氏名 (学年) ★学年記入例(小3)	()
	()
	()
乗車バス停番号 ※1		番

^{※1} 乗車バス停については、保安上の理由により公開していません。学校にお問い合わせください。